

よくある質問

Q1. 改葬許可証発行に手数料はかかりますか？

A1. 手数料はかかりません。無料で発行いたします。

Q2. 現在納骨している墓地の管理者が不明なのですが、どうすればよいですか。

A2. 市役所では、基本的に市営墓地以外の墓地の管理者を把握しておりません。管理者を調べる方法としては、以下のような方法が考えられます。

- ・ 墓地内の看板等に連絡先が記載されていないか確認する
- ・ 墓地がある地域の方（自治会等）に聞いてみる

上記の方法でも管理者がわからない場合は、生活安全課にお問い合わせください。

Q3. 死亡者の情報（本籍、住所、死亡年月日、埋葬年月日等）がわからない場合どのように記入すればよいですか。

A3. 「不明」とご記入ください。

Q4. お骨が古く、改葬するお骨の方の氏名や人数がわからない場合、どのように記入すればよいですか。

A4. 「〇〇家先祖〇体」や「〇〇家先祖複数体」のようにご記入ください。

Q5. 改葬先は未定ですが、お墓からお骨を一時的に自宅に持ち帰り、あとで別の改葬先を決めて納骨する予定の場合には、改葬許可申請は必要ですか。

A5. 必要です。申請の流れは以下のとおりです。

- ① 改葬先を自宅とした改葬許可の申請、許可証の発行
- ② その後、改葬先（新しいお墓または納骨堂）を決定
- ③ ①で発行した許可証の修正申請、許可証の修正

詳細については、生活安全課にお問い合わせください。

Q6. お墓または納骨堂から取り出したお骨を自宅に持ち帰り、永久的に自宅で供養することを想定している場合、改葬許可申請は必要ですか。

A6. 必要ありません。お骨の行き先がお墓または納骨堂でない場合は改葬に当たりません。しかしお骨の情報を証明する書類が何もない状況になることで、将来的に困る恐れがあります。お骨を納めている墓地または納骨堂の管理者にご相談いただき、お骨に関する情報が記載された書類をもらっておくことをおすすめします。

Q7. 散骨を考えているのですが、改葬許可申請は必要ですか。

A7. 必要ありません。散骨は法律が想定していない行為であるため、改葬許可証は発行されません。散骨される際は、ご自身の責任のもと、地域住民、周辺の土地所有者、漁業者等の関係者の利益、宗教感情等を害することのないよう、十分に配慮したうえで行ってください。